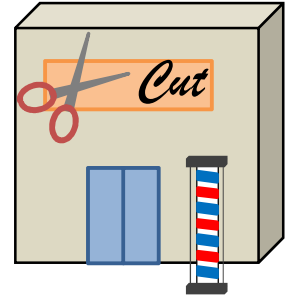


理容所・美容所における衛生管理

理容師・美容師は不特定多数の人に触れる職業です。そのため、公衆衛生上大きな責任を負っており、業務を通じて病気をはやらせることのないよう、特に衛生面については注意を払わなければなりません。



●消毒について

器具・布片類の消毒は、衛生管理の基本です。

皮ふに接する器具・布片類は客1人ごとに消毒しなければなりません。シェービングカップなど間接的に皮ふに接する器具類についても適宜洗浄・消毒を行い、常に清潔にしてください。

<消毒の流れ>

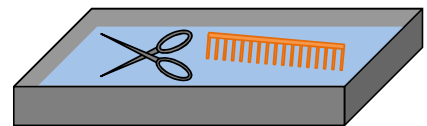
血液が付着している可能性のある器具は消毒方法が異なるため、その他の器具と混ぜられないよう注意しましょう！

洗浄

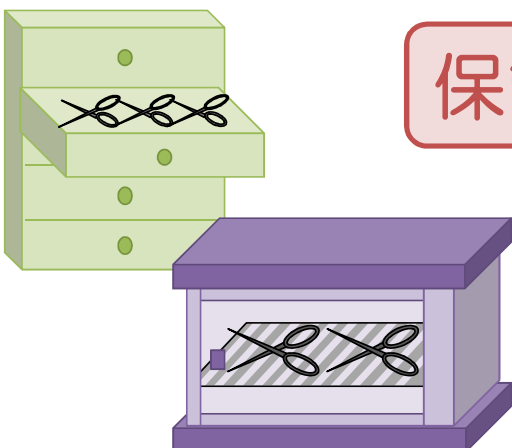


- 汚れが付いたままでは十分な消毒効果を得られません。
- 血液が付着した時や汚れがひどい場合は、洗剤を使って洗いましょう。

消毒



保管



水洗



※使用済のものとは分けて清潔に保管する

※流水で消毒薬を十分に洗い流す

▼消毒方法の例

①かみそりなど血液が付着している可能性のある器具

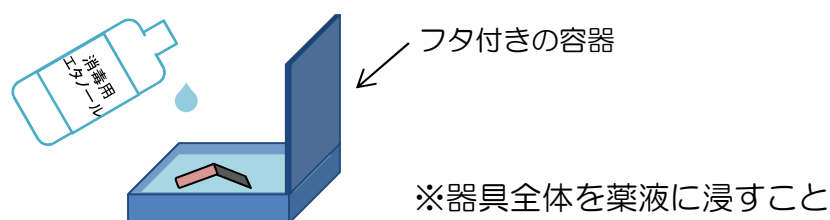
・煮沸消毒

沸騰してから2分以上煮沸します。

・消毒薬を使った消毒

水気をとった器具を、消毒用エタノール（原液）に10分以上浸します。
消毒後は流水で洗浄します。

※アルコール分は蒸発しやすいので、フタをしっかりと閉める
※消毒液は7日以内に取りかえる



②血液が付着している可能性のない器具

・消毒薬を使った消毒

0.1～0.2%逆性石けん液（塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンザルトニウム）
に10分以上浸して消毒し、その後流水で洗浄します。

※消毒薬は毎日取りかえる
※洗浄時に洗剤を使用した場合は、よく洗い流す
（洗剤の成分が残っていると、消毒効果が落ちてしまいます）

<希釈方法>

・0.1%の消毒薬を作る場合

10%逆性石けん液キャップ（5cc）2杯を、水1Lで薄めます。



・エタノールによる拭取り消毒

消毒用エタノール（原液）を含ませた脱脂綿やガーゼで器具表面を拭き取ります。



※フタをしっかりと閉めて保管しましょう
※長期間保存せず、使用の都度作成するようにしましょう

注意

血液が付着している器具の消毒には適しません。血液が付着している場合は、エタノールに浸す方法で消毒してください。

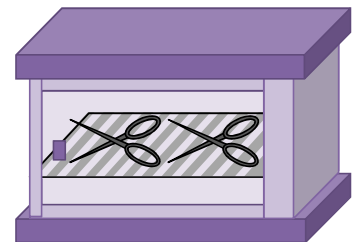
・紫外線消毒

85 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を20分以上照射します。

紫外線消毒器を使用するにあたり、次のことに注意してください。

紫外線が当たった場所しか消毒されません！

- ・器具は重ねて入れない
- ・器具はトレイに入れない
- ・紫外線消毒器内にタオルは敷かない
- ・器具を入れすぎない
- ・器具は紫外線消毒器の底に入れない
- ・ハサミは刃を開いて入れる



紫外線の照射量が減ると十分な消毒効果が得られません！

- ・紫外線灯は定期的に交換する（交換の目安：3000時間）
※1日8時間使用する場合・・・
 $3000\text{時間} \div 8\text{時間} = 375\text{日}$ 、約1年で交換する必要があります
- ・紫外線消毒器の内部の壁（反射板）をこまめに清掃する
（反射板が汚れていると、紫外線の照射が弱まるため）

注意

エタノールによる拭取り消毒および紫外線消毒は、くしゃブラシなど凸凹の多い器具の消毒には向かないため、薬液に浸す方法で消毒してください。

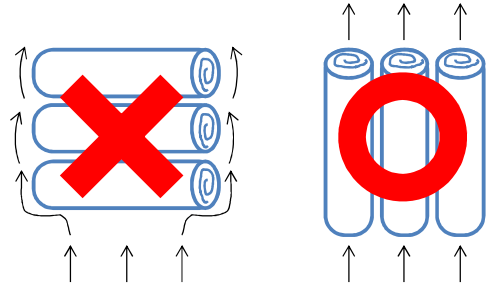
③布片類

・ 蒸気消毒

80℃以上で10分間以上保持します。タオル類を洗濯した後に行います。

注意

蒸気消毒器にタオルを入れるときは、タオルを蒸気の流れる方向に向けて置いてください。



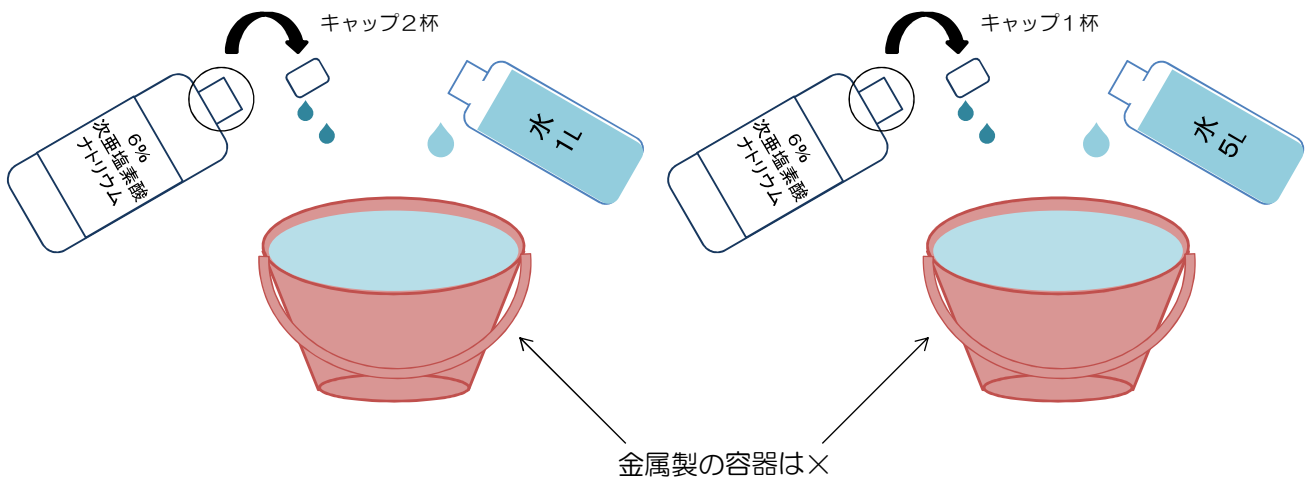
・ 消毒薬を使った消毒

0.01～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に10分間以上浸し、その後洗濯します。

- ※消毒薬は毎日取りかえる
- ※漂白作用があるので、色もののタオルには使用しない
- ※金属を腐食させるので、金属製の容器に入れて使用しない
- ※血液が付着した可能性がある場合は、0.1%濃度の消毒薬を使用する

<希釈方法>

作りたい消毒薬	6%次亜塩素酸ナトリウム液	水
0.01%	10cc (キャップ1杯)	5L
0.1%	20cc (キャップ2杯)	1L



◆消毒薬について◆

消毒薬には使用期限があります。現在お使いの消毒薬は使用期限内のものか、確認してください。

▼器具等の保管について

消毒済の器具は、使用済の器具と混ざらないよう専用の保管場所に収納するようにしてください。保管場所は、消毒済の器具が汚染を受けないよう、密閉できるような構造のものが望ましいです。また、清潔に保つためにも、定期的に洗浄・消毒を行ってください。

シザーケースについて

シザーケースを使用している施設が多く見られますが、シザーケースには次のような問題点があるため、シザーケースを介したウイルス等の感染の恐れがあります。

- ① 構造上、内部を洗浄・消毒することが難しい
- ② 使用中（済）の器具と消毒済の器具を分けられない

このことから、シザーケースの使用は望ましくないと言えますが、もし使用するのであれば、衛生管理には特に注意を払ってください。

＜シザーケースの衛生的な使用方法の例＞

使用中の器具は専用の台等に置くなどしてシザーケースには入れないようにし、シザーケースには常に消毒済の器具のみが入るようにする。

▼感染症の予防について

器具・布片類の消毒はもちろん、その他以下の点に気を付けていただくことで、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の予防にもなります。

- ・理美容所内で、客が触れるような場所（ドアノブ、手すりなど）を適宜消毒する
 - ・汚物箱や毛髪箱等の汚れやすいものは、適宜洗浄・消毒を行う
 - ・トイレは定期的に清掃・消毒を行い、常に清潔を保つ
 - ・トイレの手洗い設備には、手洗い用の石けんを備える
 - ・客1人ごとの作業の前後に手指の洗浄・消毒を行う
- ※手洗い設備は流水式（給湯可能）のもので、石けん・消毒液を常備すること



●作業場について

- 事故防止のために、待合所とは明確に区分すること
 - ※容易に動かないもので適当な高さを持つ棚、壁またはパーテーションなどで区分すること
 - カーテンや植物、背板のない棚、キャスター付きのパーテーション等は不可
- 十分な換気を行うこと
 - ※パーマメントウェーブ用剤・染毛剤を使用する際は特に注意！
- 施術中の客以外の人をみだりに出入りさせないこと
- 身体障害者補助犬以外の動物を出入りさせないこと
- 従業者は作業場内で着替え、喫煙および食事をしないこと
- 照明器具を適宜清掃、交換し、適切な照度を保つこと
- 理容・美容以外の作業（全身エステ、理美容師以外の行うネイルアート等）は専用の作業室等を設け、その中でのみで行うこと



身体障害者補助犬以外のペット

●従業者について

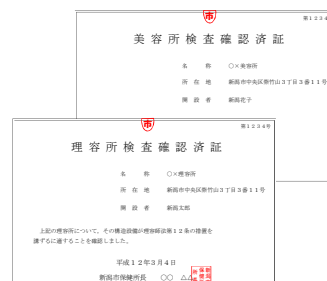
理容師・美容師の方は、自身が感染症の感染源あるいは媒介者とならないためにも、衛生・健康管理には十分注意してください。

- 結核等の感染症、感染性の皮膚疾患にかかった時は、作業に従事しないこと
- 定期的に健康診断を受診すること
- 清潔な外衣を身につけ、顔面作業時にはマスクを着用すること
- 手指の爪は常に短く切ること

施設の開設者もしくは管理理容師・管理美容師の方は、従業者の衛生・健康について常に注意を払い、その状況を把握するよう努めてください。

●その他

- 客の見やすい場所に検査確認済証の原本を掲示すること
- 従業者全員分の理容師・美容師免許証の原本を客の見やすい場所に掲示すること
- 外傷に対する処置に必要な救急薬品（バンソウコウ、キズ薬等）を常備すること



注意

※理容師・美容師免許証を持っていない無免許従事者は、理容・美容行為を行うことはできません

※理容師は美容所において、美容師は理容所において作業を行うことはできません

●保健所への届出について

理容所・美容所に関して、以下の場合は保健所への届出が必要になります。

届出等が必要な場合	届出書の名称	添付書類など
新たに従業員を雇った (チェーン店間の異動を含む)	従業者異動届出書	健康診断書(結核、皮膚疾患に関して3か月以内に発行されたもの) ※理容師・美容師免許がある人のみ必要
従業員が辞めた (チェーン店間の異動を含む)	従業者異動届出書	
管理理容師・管理美容師が変わった	変更届出書	新たに管理理美容師となった方の管理理美容師講習修了証書の写し
店名を変えた	変更届出書	
店を改装する、増改築する ※規模により新規開設手続きが必要となる場合があります。必ず事前にご相談ください。	変更届出書	変更後の図面
店を移転する		
開設者が変わる (個人から法人への変更または法人から個人への変更を含む) ※下記の「開設者の地位承継」を除く		施設設備に変更はなくとも、あらためて開設の届出をしてください。以前の店舗については廃止届の提出が必要です。
開設者の地位を承継したい	(開設者が個人の場合) 開設者死亡により相続人が営業を承継する	相続による地位承継届出書 ・死亡した開設者の原戸籍など ・開設者の地位を承継すべき相続人すべての同意書
	(開設者が法人の場合) 法人の合併・分割により営業を承継する	合併・分割による地位承継届出書 ・合併の場合：合併後存続する法人または合併により設立された法人の登記事項証明書 ・分割の場合：分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
(開設者が個人の場合) 開設者の住所、名字が変わった	変更届出書	
(開設者が法人の場合) 開設者の所在地、名称および代表者氏名が変わった	変更届出書	法人の登記事項証明書
店を閉じた	廃止届出書	検査確認済証
検査確認済証の書換えをしたい	検査確認済証書換交付申請書	検査確認済証
検査確認済証を紛失してしまった、汚してしまった	検査確認済証再交付申請書	汚損の場合は汚損した検査確認済証

出張理容・出張美容に関して、以下の場合は保健所への届出が必要になります。

届出等が必要な場合	届出書類の名称	添付書類など
出張理容・出張美容をしたい	出張営業届出書	業務の範囲が限定されています。 詳しくはご相談ください。
所属する理容所・美容所の名称, 所在地が変わった	・出張業務変更届出書	出張業務携帯票
理容師・美容師の名字, 免許証番号 が変わった	・出張業務携帯票 書換交付申請書	・理容師・美容師免許証の写し ・出張業務携帯票
出張業務をやめた	出張業務廃止届出書	出張業務携帯票
出張業務携帯票を紛失してしまった, 汚してしまった	出張業務携帯票 再交付申請書	汚損の場合は汚損した出張業務携 帯票

※以下の場合、公益財団法人 理容師美容師試験研修センターにお問い合わせください。

- 理容師・美容師免許証の書換・再交付の手続きがしたい。
- 管理理容師・管理美容師講習会修了証書の書換え・再交付の手続きがしたい。
- 管理理容師・管理美容師資格認定講習会について知りたい。

問い合わせ先

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
〒135-8507
東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F
TEL 03-5579-0911

問い合わせ先

新潟市保健所 環境衛生課 環境衛生係

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号
(新潟市総合保健医療センター3階)

TEL 025-212-8266 (直通)

FAX 025-246-5673

E-mail kankyoeisei@city.niigata.lg.jp

平成26年1月作成